

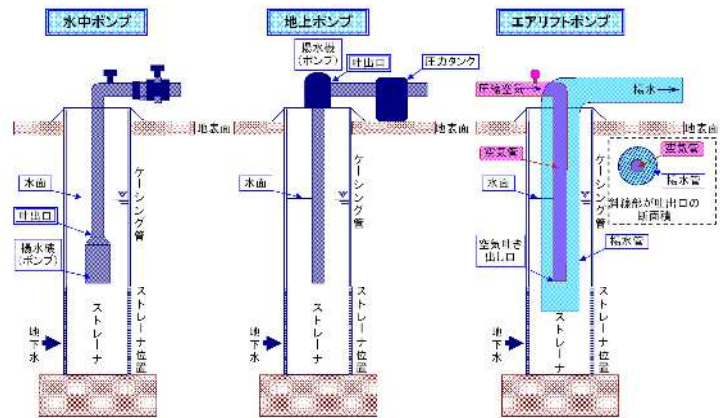
〈地下水を利用される皆様へ〉 みんなで守ろう地域の地下水

1 はじめに

「地盤沈下」とは、私たちが日々生活を営んでいる大地が、知らないうちに、徐々に広い範囲で沈んでいく現象です。「地盤沈下」はこれまでの調査研究から、過剰な地下水のくみ上げが大きな原因であることがわかっています。

「地盤沈下」は、広い地域でゆっくり進行していくので、人体に感じることはありませんが、長い間には大きな沈下となります。濃尾平野では、観測開始以来、最大 150 cm も沈んだところがある一方、西三河矢作古川流域でも観測開始以来、最大 45 cm の沈下が観測されています。「地盤沈下」の影響は高潮・洪水等による災害の危険を大きくし、建物等の構造物にも被害が発生します。

愛知県では「工業用水法」や「県民の生活環境の保全等に関する条例」により地下水の採取を規制する一方、代替水への転換、節水や水利用の合理化等により地下水採取の削減を図り、地盤沈下の防止に努めています。



図—1

2 井戸とは

動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機(ポンプ)の吐出口の断面積が **6 cm²(直径 2.76 cm)を超えるもの**

(1つのケーシング管に2つ以上の揚水機が設置されている場合は、各々の吐出口の断面積の合計)を、工業用水法では、「井戸」、県民の生活環境の保全等に関する条例では、「揚水設備」といいます。

(図—1 参照)

3 工業用水法による規制

(1) 規制の対象

法の指定地域内の工業用
(製造業、電気供給業、
ガス供給業、熱供給業)
の井戸が対象です。
(図—2 参照)



図—2 法に基づく指定地域

名古屋市の一部は
昭和 35 年 6 月 17 日指定
尾張西部の 11 市町村は
昭和 59 年 7 月 5 日指定

(2)新たに地下水を採取しようとする場合

法の規制対象の井戸により、新たに地下水を汲み上げようとする場合は、知事の許可を受ける必要があります。許可される基準は、次のとおりです。

ストレーナーの位置	地表面下 10m 以浅または 2,000m 以深
揚水機の吐出口の断面積	6~19 cm ² (直径 2.76~4.91 cm)

(3)法施行時に既に地下水を採取している場合

指定地域内の、使用量の多い工業用地下水利用者は、工業用水道へ水源転換しました。しかし、地下水以外の水源を使用することが困難である小規模地下水利用者は、知事の許可を受けて例外的に井戸の継続使用が認められています。

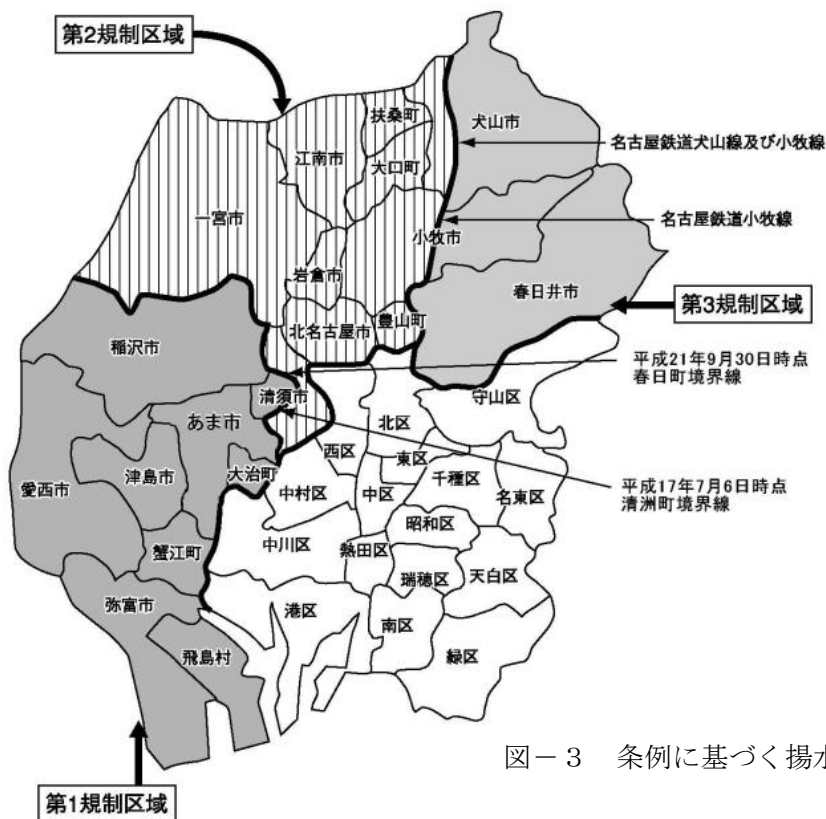
この場合、利用できる量は従前の条例による許可量の範囲内で、しかも日量 300 m³未満です。

また、許可の期間も 3 年間に決められていますので、その後の使用にあたっては、改めて許可申請が必要です。

4 県民の生活環境の保全等に関する条例による規制

(1)規制の対象

条例の規制区域内の揚水設備（工業用水法の規制対象および家事用を除く）（図－3 参照）



図－3 条例に基づく揚水規制区域

(2)新たに地下水を採取しようとする場合

新たに地下水を汲み上げようとする場合は、知事の許可を受ける必要があります。許可される基準は、次のとおりです。

ストレーナーの位置	地表面下 10m 以浅
揚水機の吐出口の断面積	6~19 cm ² (直径 2.76~4.91 cm)
揚水機の原動機の定格出力	2.2kW 以下
1 日あたりの総揚水量	事業所総量は 350 m ³ 以下

(3)旧条例(愛知県公害防止条例)施行時に既に地下水を採取している場合

旧条例施行時に既に設置されていた揚水設備の場合は、次のように揚水規制がされています。

規制区域	旧条例施行日	適用対象	許可基準
第1	昭和49年9月30日	工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で1日あたりの総揚水量が350m ³ を超えるもの	昭和51年1月1日から揚水量20%削減
		上記以外の用途	昭和51年4月1日現在の揚水量以下
第2	昭和51年4月1日	工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で1日あたりの総揚水量が350m ³ を超えるもの	昭和52年4月1日から揚水量20%削減
		上記以外の用途	届出揚水量以下
第3	昭和51年4月1日	全用途	届出揚水量以下

5 水量測定器の設置等

水量測定器設置義務区域内(図-4参照)では、県民の生活環境の保全等に関する条例でいう揚水設備のうち、揚水機の吐出口の断面積が19cm²を超える揚水設備(1事業所に2つ以上ある場合はその断面積の合計)を設置している場合は、水量測定器を設置しなければなりません。

また、工業用水法で許可された井戸については量水器(条例でいう水量測定器)等の設置が必要となります。

設置報告書	水量測定器(量水器)を設置した場合に、ただちに設置報告書を提出
揚水量の報告書	法・条例ともに毎年度(4月1日から翌年3月31日まで)の総揚水量等について、翌年度の4月30日までに提出



図-4 条例による水量測定器設置義務区域

6 小口径井戸を設置する場合

工業用水法（名古屋市の区域を除く）（図－2参照）及び条例の規制区域（図－3参照）において、**揚水機の吐出口の断面積が6 cm²以下**（2つ以上ある場合はその断面積の合計）の小口径井戸（家事用を除く）を新たに設置する場合は、地盤沈下を防止するため小口径井戸指導要領に従い、小口径井戸設置計画書の提出が必要となります。

7 届出書等の提出先及び問い合わせ先

許可申請書（井戸使用許可・変更許可、揚水設備設置許可・変更許可）、届出書（氏名等変更、承継、廃止）、報告書（量水器・水量測定器設置、地下水揚水量）などは3部作成し、提出してください。

小口径井戸設置計画書は2部作成し、提出してください。

届出書等の提出、問い合わせ先は、設置場所を所管する事務所の環境保全課です。（下表参照）

なお、規制区域外の中核市（豊橋市、岡崎市、豊田市）の揚水設備についての届出書等の提出・お問い合わせは、各市役所環境保全課へお願いします。

様式は、愛知県環境局環境政策部水大気環境課ウェブページから入手することができます。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000035289.html>)

届出書等の提出先及び問い合わせ先一覧

機 関 名	電 話 番 号	住 所	管 轄 市 町 村
東三河総局 県民環境部環境保全課	(0532)54-5111 (代表)	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	(0536)23-2111 (代表)	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	新城市、設楽町、東栄町、 豊根村
尾張県民事務所 環境保全課	(052)961-7211 (代表)	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、 岩倉市、豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、東郷町、 豊山町、大口町、扶桑町
海部県民事務所 環境保全課	(0567)24-2111 (代表)	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村
知多県民事務所 環境保全課	(0569)21-8111 (代表)	〒475-8501 半田市出口町 1-36	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、阿久比町、東浦町、 南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 環境保全課	(0564)23-1211 (代表)	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、 知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	(0565)32-7494 (ダイヤルイン)	〒471-8503 豊田市元城町 4-45	みよし市
環境局環境政策部 水大気環境課 生活環境地盤対策室	(052)954-6224 (ダイヤルイン)	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	県内全域
豊橋市役所	(0532)51-2111 (代表)	〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地	豊橋市
岡崎市役所	(0564)23-6000 (代表)	〒444-8601 岡崎市十王町 2 丁目 9 番地	岡崎市
豊田市役所	(0565)31-1212 (代表)	〒471-8501 豊田市西町 3 丁目 60 番地	豊田市